

津市公告第31号

次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成25年3月4日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成24年度環新補継第1号
津市新最終処分場等施設建設工事
- (2) 工事場所 津市美杉町下之川地内
- (3) 施設概要 施設の種類 一般廃棄物最終処分場（クローズドシステム処分場）
埋立容量 約9万m³
埋立廃棄物 リサイクルセンターから出る不燃残さ
- (4) 工事概要 掘削工 351,750m³
盛土工 233,210m³
現場打躯体工（コンクリート打設） 30,000m³
遮水工（遮水シート） 17,558m²
防災調整池工 一式
仮設道路工 一式
進入道路工 一式
被覆施設工 一式
建築機械設備工 一式
建築電気設備工 一式
- (5) 工期 本契約の締結の日から970日間
- (6) 予定価格 3,625,629,000円（税抜き）

2 入札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式

試行要領（平成20年12月22日施行。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

(2) 低入札価格調査

本工事は、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」という。）で規定する低入札価格調査の対象工事とする。

3 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札とするので、本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とする。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「一般競争入札実施要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者

ウ 一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあつては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

オ 本工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 構成員の数は4者とし、代表構成員、第2構成員、第3構成員及び第4構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、15%以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、取締役が兼任されているなど、実質的に経営が同一でないこと。

カ 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行うこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本工事の請負契約が締結された日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事及び建築一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業及び建築工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者

エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事及び建築一式工事の総合評定値が、1200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

- カ 官公庁等で発注された本工事と同種又は類似工事で、元請として、次の(ア)及び(イ)の施工実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。）
- (ア) 埋立容量72,000m³以上の一般廃棄物最終処分場又は埋立容量72,000m³以上の公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の新設工事（いずれも陸上埋立処分場に限る。以下同じ。）
 - (イ) 被覆型の一般廃棄物最終処分場又は被覆型の公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の新設工事（規模は問わない。）
- キ 本工事の土木の施工現場に次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- (ア) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - (イ) 上記(4)カ(ア)の施工現場において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者としての実績を有する者。
- ク 本工事の建築の施工現場に次の要件を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- (ア) 一級建築施工管理技士又は一級建築士であり、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ケ 上記(4)キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。
- (5) 第2構成員の資格要件
- 第2構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者
 - イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
 - ウ 本市の区域内に本店を有する者
 - エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、850点以上の者
 - オ 本工事の土木の施工現場に一級土木施工管理技士又はこれと同等以上

の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が
施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完
成検査が終了していること。

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係に
あること。

(6) 第3構成員の資格要件

第3構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として
掲載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けて
いる者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の
総合評定値が、800点以上の者

オ 本工事の土木の施工現場に一級土木施工管理技士又はこれと同等以上
の資格を有する者を専任で配置できること。また、配置予定の技術者が
施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完
成検査が終了していること。

カ 上記(6)オに掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係に
あること。

(7) 第4構成員の資格要件

第4構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として
掲載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けて
いる者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の
総合評定値が、800点以上の者

オ 本工事の建築の施工現場に一級建築施工管理技士又は一級建築士を専
任で配置できること。また、配置予定の技術者が施工中の他の工事に従

事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。

カ 上記(7)オに掲げる者は、第4構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

4 入札説明書等の配付

(1) 配付期間 平成25年3月4日(月)から3月29日(金)まで

(2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当(059-229-3122)又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

5 入札参加資格の確認等

入札参加者は、上記3に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければならない。なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできない。

(1) 提出期間 平成25年3月4日(月)から平成25年3月29日(金)午後5時まで

(2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当

(3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、正本1部を提出する。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等の資格・工事経験表

キ 上記3(4)カに規定する施工実績を証する書類(施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類)

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(審査基準日が平成22年10月1日から平成23年9月30日までのもの)

- コ 配置予定技術者の資格証の写し
 - サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
- ア 入札参加資格の審査結果は、平成25年4月8日（月）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知する。
 - イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものとする。

6 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成25年3月4日（月）から平成25年5月8日（水）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当、津市建設部津北工事事務所及び津南工事事務所

(2) 購入

- ア 購入期間 平成25年3月4日（月）から平成25年5月8日（水）まで
- イ 購入場所 津市一志町井関96-1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

7 評価項目算定資料の提出

入札参加者は、評価項目算定資料を次のとおり提出し、以下の書類が揃っているか、作成に関する要件を満たしているか等の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間 平成25年3月4日（月）から平成25年3月29日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類

評価項目算定資料は正本1部、副本11部を提出する。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。

- ア 評価項目算定資料届出書（第1号様式）
- イ 企業（代表構成員）の施工能力（第2-1号様式）
- ウ 企業（第2構成員）の施工能力（第2-2号様式）
- エ 企業（第3構成員）の施工能力（第2-3号様式）
- オ 企業（第4構成員）の施工能力（第2-4号様式）
- カ 地域・社会貢献度（ISO認証取得）（第3-1号様式）
- キ 地域・社会貢献度（地元業者施工率）（第3-2号様式）
- ク 土木専任技術者（代表構成員）の能力（第4-1号様式）
- ケ 建築専任技術者（代表構成員）の能力（第4-2号様式）
- コ 提案①（第5号様式）
- サ 提案②（第6号様式）
- シ 提案③（第7号様式）
- ス 提案④（第8号様式）
- セ 提案⑤（第9号様式）
- ソ 提案⑥（第10号様式）
- タ 提案⑦（第11号様式）
- チ 補足資料（第〇号様式）
- ツ 工事工程表

(5) 評価項目算定資料作成方法

津市新最終処分場等施設建設工事落札者決定基準書及び同評価項目算定資料届出書様式集を参照のこと。

(6) 評価項目算定資料に係るヒアリング

ア 提案内容の確認及び理解を深めるため、提出された評価項目算定資料に対するヒアリングを行う。

ヒアリングは平成25年4月23日（火）の開催を予定しているが、詳細については別途通知する。

イ ヒアリングは原則として配置予定の監理技術者に対して行う。

(7) 提案に対する採否の通知

ア 提案に対する採否の通知については、平成25年4月26日（金）までに書面により通知する。なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとする。また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとする。

イ 入札参加者は、提案に対する採否に異議を申し立てることはできないものとする。ただし、自らの提案に対する採否について通知を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものとする。

8 入札の方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書、積算内訳書（指定様式に限る。）及び設計図書購入の領収書の写し等を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

入札参加資格審査結果通知書受領の日から平成25年5月8日（水）まで（必着）

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成24年5月10日（金）午前10時00分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

10 入札結果の公表

(1) 入札結果については、開札の翌日までに次に掲げる事項について、津市ホームページ「入札情報」にて公表する。また、落札決定の翌日までに落札者を公表する。

ア 入札参加者名

イ 各入札参加者の入札価格

ウ 各入札参加者の技術評価点

エ 各入札参加者の価格評価点

オ 各入札参加者の総合評価点

(2) 入札参加者は、審査結果（技術評価点及び価格評価点）に異議を申し立てることはできないものとする。ただし、自らの審査結果について公表された日の翌日から2日以内に書面により照会できるものとする。

11 入札保証金

入札保証金は免除する。

12 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しな

なければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証券を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

13 開札の立会い

開札に当たり、入札参加資格を認定された者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

14 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 同一の入札参加者が、2以上の提案を行っているとき。
- (5) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (6) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (8) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (9) 技術審査委員会の委員及び関係者に対し、不当な働きかけ等を行ったとき。
- (10) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (11) 入札金額が予定価格を超えたとき。
- (12) 入札金額が失格基準価格未満のとき。
- (13) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (14) 入札金額を訂正しているとき。
- (15) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (16) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (17) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (18) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (19) 積算内訳書及び設計図書を購入した領収書の写し又は閲覧時に交付する積算内訳書交付済証が同封されていないとき。
- (20) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。

- (21) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (22) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (23) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

15 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

16 失格基準価格

低入札価格調査試行要領第4条により、失格基準価格を定めるものとする。

失格基準価格とは、低入札価格調査基準価格を下回った場合において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される価格をいい、失格基準価格を下回る入札については、低入札価格調査を実施せず失格とする。なお、失格基準価格は、低入札価格調査基準価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。

17 落札者決定基準

津市新最終処分場等施設建設工事落札者決定基準書のとおりとする。

18 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

19 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所での封印をすること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（5回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札

者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (5) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (8) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (9) その他入札に関しての詳細は入札説明書のとおりとする。